

令和 8 年（2026 年） 8 月 2 6 日

姫路市教育委員会 様

姫路市情報公開・個人情報保護審査会
会長 小川 一茂

姫路市情報公開条例第 1 7 条の規定による諮問について（答申）

令和 8 年 6 月 1 8 日付けで諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

姫路市教育委員会が行った令和 8 年 4 月 2 1 日付け行政文書非公開決定（姫教委指令学
指第 3 号）についての審査請求

(別紙)

答 申

第1 審査会の結論

姫路市教育委員会（以下「諮問庁」又は「処分庁」という。）が行った行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 令和8年4月15日、審査請求人は、姫路市情報公開条例（平成14年姫路市条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づき、別表に掲げる本件請求文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 令和8年4月21日、処分庁は、本件公開請求に対して、本件請求文書の存否を答えるだけで、条例第7条第1号の非公開情報（個人に関する情報）を公開することになるため、条例第9条に基づき、本件請求文書の存否を明らかにしないで本件公開請求を拒否する非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 令和8年4月25日、審査請求人は、本件処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

- (1) 本件処分を取り消すこと。
- (2) 本件請求文書の存否を明らかにした上で、速やかに公開すること。
- (3) 個人情報等が含まれる場合は、条例に基づき必要最小限の編集を行った上で部分公開を行うこと。

2 審査請求の理由

- (1) 本件処分は、条例の解釈適用を誤り、事実関係の評価を欠く不当なものである。
- (2) 存否応答拒否（条例第9条）適用の誤り

本件請求文書の存在については、処分庁が審査請求人に対してメールの受領事実を認める回答をしており、その存在を認めている事実を覆して「存否を明かせない」とすることは論理的一貫性を欠き、条例第9条の恣意的な運用と言わざるを得ない。

(3) 部分公開の検討不足

本件処分は、部分公開の可能性を検討した形跡がなく、適切な検討を尽くしたものと認められない。

(4) 一般公文書と個人情報の区別の欠如

本件請求文書の③は、組織運営に関する一般公文書であり個人情報に該当する余地はなく、条例第7条第1号の解釈を誤ったものであり、市政の透明性を損なう不

当な判断である。

(5) 制度運用の趣旨逸脱

処分庁が別紙において「保有個人情報開示請求制度」の手続きを教示し、行政文書公開請求としての権利行使を事実上制限・誘導する運用は、情報公開制度の趣旨（市政の透明性および説明責任）を損なうものであり、適正な事務執行を欠くものである。

3 弁明に対する反論

(1) 自己矛盾による信義則違反（禁反言の法理）

処分庁は「請求者平等の原則」（原文ママ）を隠れ蓑に自らの過去の公式回答の無視を正当化するが、処分庁自らが既に存在を公言している本件においては、存否を回答しても新たに保護すべき個人情報が開示される余地はない。行政が一度公にした事実を「存在するかどうかとも言えない」と否定することは、行政法上の大原則である「信義誠実の原則（禁反言の法理）」に違反し、許されない。

(2) 条例第9条の適用要件の不備（手続的違法）

処分庁は弁明書で自ら挙げた存否応答拒否の必須要件（部分公開等による回避不可の証明）について、何ら具体的・個別的な検討プロセスを説明しておらず、理由付記義務を放棄している。行政処分に求められる「理由付記」としての具体性を欠いた本件処分は、手続的にも重大な違法・不当性を有する。

(3) 一般公文書に対する拡大解釈

本件請求文書の③は特定の個人情報とは無関係に独立して存在する「一般公文書」であり、その存否を答えることがなぜ個人情報の遺漏に直結するのか論理的説明を行っておらず、説明を拒絶する姿勢は、裁量権の逸脱・濫用である。

(4) 同封された「別紙」にみる矛盾

通知書に同封された別紙（保有個人情報請求制度の案内）は、対象文書の存在を強く推認させるものであり、「存否すら答えられない」とする本件処分の論理と真っ向から矛盾する。これは、本件処分が合理的な法解釈に基づかない、単なる「情報公開逃れ」を目的とした恣意的な制度の濫用であることを物語っている。

(5) 「対話拒否」の事実に見る処分の恣意性（補強事実）

処分庁は本件処分とは完全に独立した一般事務照会に対し、法律上の根拠なく「審査請求への影響」を理由に回答を拒絶した。この組織体質は本件処分の不当性を強力に裏付けるものである。

(6) 請求（結語）

処分庁の弁明は、自らが発した過去の公式回答や、自ら送付した通知書別紙との自己矛盾を説明できておらず、個別具体的な判断を欠き、処分庁の主張としての合理性を欠いている。また、一般公文書に対する存否応答拒否の不当適用を正当化する根拠も皆無である。よって、本件処分には裁量権の著しい逸脱・濫用および適用

法令の解釈誤りという重大な瑕疵があるため、本件処分の速やかな取消しを求める。

4 意見書

本件処分が単独事案としてではなく、姫路市行政全体において反復的に生じている文書管理規則違反と情報公開制度の濫用の一事例であることを指摘し、一体的かつ厳正な審理を求める。

第4 諮問庁の説明要旨

- 1 本件処分は、処分庁が、本件請求文書の存否を答えるだけで、条例第7条第1号の非公開情報（個人に関する情報）を公開することとなるため、条例第9条に基づき、本件請求文書の存否を明らかにしないで本件公開請求を拒否したものである。
- 2 本件公開請求は、特定の個人を名指しし、当該個人が学校指導課宛にメールを送付した場合において、処分庁が作成した文書等の公開を請求するものであり、その存否を答えることは、当該事実の有無を明らかにすることとなる。
- 3 情報公開制度は、公開請求者に対し理由や目的等の個別的事情を問うものではなく、請求者の個別的事情や属性は結論に影響を及ぼさない。したがって、審査請求人が当該文書の提出当事者であることや、処分庁がメールで受領を認めたという事実は、公開・非公開の決定に差異を設ける理由にはならない。
- 4 本件処分は、存否を答えることにより明らかになる情報が非公開情報に該当するためになされたものである。審査請求人が主張する「部分公開の検討」や「内部規定・マニュアル等との区別」は、文書の存在を前提としており、存否そのものを答えられないとする本件処分においては問題とならない。

第5 審査会の判断

1 争点

本件審査請求の争点は、本件請求文書の存否を答えることの条例第7条第1号及び条例第9条該当性である。

2 条例の規定について

- (1) 条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として定めている。もっとも、同号ただし書では、「ア法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情

報」、「個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、非公開情報から除くことを規定している。

本号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができるような情報は非公開とすることを定めたものであるが、プライバシーの具体的内容は、法的にも社会通念上も必ずしも明確ではない。そのため、個別事案に応じて本人にとっていかなる場合がプライバシーとして保護の対象とするかを判断するのではなく、本号では、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、個人の権利利益を害するおそれのある情報は、個人に関する情報として原則非公開としている。

なお、「個人に関する情報」とは、個人の氏名、住所、生年月日、思想、信条、身体的特徴、健康状態、経歴、所得、財産など個人に関する一切の情報をいう。

- (2) 条例第9条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定し、公開請求に係る行政文書が具体的にあるかないかにかかわらず、その存否を答えることによって、条例第7条各号（非公開情報）の規定により保護すべき利益が害されることとなる場合には、例外的に当該行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否すること（存否応答拒否）ができるとされている。

本条が適用されるためには、①特定の者又は特定の事項、分野を限定して公開請求があった場合に、公開決定、部分公開決定又は非公開決定（当該行政文書が不存在であることを理由にする場合を含む。）を行って、その旨を請求者に通知することだけで、何らかの情報が明らかになること及び②当該明らかになる情報が条例第7条各号のいずれかに該当することの2つの要件を備えていることが必要であると解される。

3 本件処分について

- (1) 本件公開請求は、公開請求書の記載から、特定の個人を名指しし、当該個人が処分庁宛にメールを送付した場合において、処分庁が作成等した行政文書を請求するものであり、その存否を答えることは、特定の個人が処分庁宛にメールを送付したという事実の有無に関する情報（以下「本件情報」という。）を明らかにすることとなる。

すなわち、本件請求文書の公開（部分公開を含む。）若しくは非公開又は不存在を答えることによって名指しされた特定の個人や限定された特定の事項に関する一定の事実の有無に関する情報が明らかになることから、上記2(2)①の要件に該当す

るものと解される。

- (2) 上記(1)で明らかになる情報すなわち本件情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから、条例第7条第1号本文前段に該当する。

次に、条例第7条第1号ただし書該当性について検討すると、本件情報は、現に何人も容易に入手することができる状態におかれている情報とはいえず、法令の規定や慣行により、公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないため、同号ただし書アには該当せず、同号ただし書ウに該当する事情も認められない。また、本件情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人にも公開することが必要であるとは考えられないことから、同号ただし書イに該当する事情も認められない。

以上により、本件情報は、条例第7条第1号に該当することから、上記2(2)②の要件に該当するものと解される。

- (3) 上記(1)及び(2)により、条例第9条に基づき本件公開請求を拒否した本件処分は妥当であると考ええる。

4 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、本件請求文書の存在については、処分庁が審査請求人に対しメールの受領事実を認める回答をしており、公開請求において「存否を明かせない」とすることは論理的一貫性を欠き、その存否を回答しても新たに保護すべき個人情報が開示される余地はない等として、存否応答拒否の適用が誤りであると主張する。これは、本件情報が条例第7条第1号の非公開情報に該当しない旨の主張であると解されるところ、本件情報について、仮に、個別的な事情により特定の関係者のみを知ることができたとしても、そのことから、本件情報が、何人にも公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないのであり、本件情報の同号該当性は維持される。したがって、本件請求文書の存否を答えることは、条例第7条第1号の非公開情報である本件情報を明らかにすることとなるため、その存否を明らかにしないで本件公開請求を拒否したことは妥当であり、審査請求人の主張は採用できない。

- (2) 審査請求人は、本件処分は理由付記としての具体性を欠き、理由付記義務を満たしておらず、手続的に違法・不当性を有すると主張する。当審査会において本件処分の決定通知書の内容を確認したところ、「行政文書の名称」欄には本件請求文書が記載され、「公開しない理由」欄には「当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、姫路市情報公開条例第7条第1号の非公開情報（個人に関する情報）を公開することになる」こと及び根拠条項として条例第9条が記載されている。「行政文書の名称」欄の記載から、存否を答えることにより公開されることとなる情報を推知でき、「公開しない理由」欄の記載から、当該情報が条例第7条第1号の非公開情報に該当するため条例第9条の規定により存否応答拒否と

する旨を了知し得るものとなっており、理由の提示の不備があるとは認められない。もっとも、理由の提示の制度が、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものであることに照らすと、不服申立ての便宜の観点から、今後は「公開しない理由」欄に存否を答えることにより公開されることとなる情報の概要を記載することがより望ましい。

なお、審査請求人は、部分公開の検討不足であるとも主張するが、本件請求文書の内容を前提とした部分公開の検討は、本件請求文書の存否そのものを答えられないとする本件処分においては問題とならない。

- (3) 審査請求人は、本件請求文書の③は個人情報に該当しないと主張し、これは、本件請求文書の③について存否応答拒否の適用が妥当ではない旨の主張であると解される。当審査会において公開請求書の内容を確認したところ、「請求する行政文書の名称又は内容」欄の記載は本件請求文書のとおりであった。この本件請求文書記載の文言からすると、本件請求文書の③は本件情報を前提とした行政文書であると解するのが相当と認められる。したがって、本件請求文書の③の存否を答えることは、本件情報を明らかにすることとなるため、その存否を明らかにしないで本件公開請求を拒否したことは妥当であり、審査請求人の主張は採用できない。
- (4) 審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

別表

本件請求文書	令和〇年〇月〇日に〇〇が学校指導課へメール送付した「学校評価制度の運用改善に関する意見書（提言）」に関し、以下の文書一式 ①当該メールに係る文書收受簿（台帳）の写し ②当該文書の受理、供覧、決裁、内部協議の経過が分かる起案文書、事務連絡、電子メール等の記録一式（文書管理システム上の履歴を含む） ③「教育委員会には收受番号を設定する仕組みがない」とする根拠（理由）が確認できる内部規定やマニュアル等の文書
--------	---

審 査 の 経 過

年月日	審査会	経過
令和8年6月18日	—	諮問書提出
令和8年7月17日	令和8年度第5回審査会	諮問説明、審議
令和8年8月21日	令和8年度第7回審査会	審議
令和8年8月26日	—	答申